

令和3年第3回山鹿市農業委員会総会議事録

令和3年2月5日(金) 13時22分から14時23分 山鹿市役所 5階 501会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番 多久 正光	2番 守川 千穂	3番 森 喜代輝	4番 長曾我部 徹
5番 徳丸 誠次郎	6番 稲葉 和弘	7番 廣田 幸徳	8番 米岡 一利
9番 光永 太	10番 志方 精之	11番 廣松 久喜	12番 田中 春雄
13番 隈部 誠一	14番 坂本 照子		

2. 総会への欠席委員は次のとおりである。

0名

3. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

事務局長：堤 高治 農政係長：一法師 進 農地調整係長：坂口 美治
主任：山口 儀一郎 主任主事：北原 薫

4. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

3. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

事務局長：堤 高治 農政係長：一法師 進 農地調整係長：坂口美治
主任：山口 儀一郎 主任主事：北原 薫

4. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

5. 議題

議案第 8号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請
議案第 9号 農地法第3条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請
議案第10号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請
議案第11号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転
議案第12号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転
議案第13号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断
報告第 3号 農地法第3条第3の規定による届出

1. 開 会

副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。「礼」ご着席ください。

事務局長（堤高治君）

皆さんこんにちは。本日の総会は、農業委員総数 14 名全員が出席され、過半数を越えており、山鹿市農業委員会会議規則第 7 条の規定により総会は成立しております。

2. 会長挨拶

事務局長（堤高治君）

まず、会長にご挨拶いただき、引き続き、会議規則第 5 条の規定により議事の進行をお願いいたします。

会長（坂本照子君）

（挨拶）

ただ今から、令和 3 年第 3 回総会を開会致します。

3. 議事録署名委員の指名

議長（坂本照子君）

これより議事に入ります。本日の議事録署名委員は、3 番森喜代輝委員、4 番長曾我部徹委員にお願いいたします。

4. 議 事

議長（坂本照子君）

それでは、議事に入ります。

議案第 8 号、農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（山口儀一郎君）

議案書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 8 号、「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請」でございます。

提案番号 22 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、贈与でございます。調査書につきましては 1 ページ記載のとおりです。

議案書 2 ページをお願いします。

提案番号 23 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、贈与でございます。調査書につきましては2ページ記載のとおりです。議案書4ページをお願いします。

提案番号 24 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、譲受人が申請地の南側の田を所有されておりますので、隣接地の取得でございます。調査書につきましては3ページ記載のとおりです。議案書5ページをお願いします。

提案番号 25 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、譲受人が申請地の周辺を耕作されていることから、耕作便利による取得でございます。調査書につきましては4ページ記載のとおりです。議案書6ページをお願いします。

提案番号 26 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、譲受人が申請地の周辺を耕作されていることから、耕作便利による取得でございます。調査書につきましては5ページ記載のとおりです。議案書8ページをお願いします。

提案番号 27 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、譲受人が申請地の西側の畑を所有されておりますので、隣接地の取得でございます。調査書につきましては6ページ記載のとおりです。議案書9ページをお願いします。

提案番号 28 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、申請地が譲受人の自宅周辺であることから、耕作便利による取得でございます。調査書につきましては7ページ記載のとおりです。議案書10ページをお願いします。

提案番号 29 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、申請地が譲受人の自宅周辺であることから、耕作便利による取得でございます。調査書につきましては8ページ記載のとおりです。議案書11ページをお願いします。

提案番号 30 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、申請者が水稻の作付面積の拡大や野菜の作付けを新規で導入する計画をされていることから、譲受人の規模拡大による取得でございます。調査書につきましては9ページ記載のとおりです。議案書12ページをお願いします。

提案番号 31 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、贈与でございます。調査書につきましては10ページ記載のとおりです。議案書13ページをお願いします。

提案番号 32 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、譲受人が申請地の東側の畑を所有されておりますので、隣接地の取得でございます。調査書につきましては11ページ記載のとおりです。議案書14ページをお願いします。

提案番号 33 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、贈与でございます。調査書につきましては12ページ記載のとおりです。議案書15ページをお願いします。

提案番号34番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、申請地が譲受人の自宅周辺であることから、耕作便利による取得でございます。調査書につきましては13ページ記載のとおりです。

以上13件でございます。

議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議長（坂本照子君）

提案番号22番から23番を北部地区担当委員

12番（田中春雄君）

提案番号22番から23番は、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

提案番号24番から30番を南部地区担当委員

7番（廣田幸徳君）

提案番号24番から30番は、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

提案番号31番から34番を東部地区担当委員

8番（米岡一利君）

提案番号31番から34番は、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第8号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第9号、農地法第3条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（山口儀一郎君）

議案書の16ページをお開き下さい。

議案第9号、「農地法第3条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請」でございます。

提案番号1番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

借受理由は、農業者年金再設定による使用貸借権設定10年でございます。

調査書につきましては14ページ記載のとおりです。

以上1件でございます。

議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議長（坂本照子君）

提案番号1番を南部地区担当委員

5番（米岡一利君）

提案番号1番は、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第9号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第10号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（北原薫君）

議案書の18ページをお願いします。

議案第10号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

提案番号10番、土地の所在、申請人、転用目的は、議案書記載のとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の生産性の低い小集団の農地であるため、第2種農地です

転用者は法人で、申請地の田及び畑、計2,078㎡を取得し、コンクリート製品置場して転用する案件です。なお、製品置場の北側の一部は平成16年から17年にかけて転用許可を受けておりますが、申請地は許可のないまま平成28年から製品置場の用途で使用されており、その経緯について始末書があるため、追認となります。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図の1ページに現地の状況写真、2ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書の16ページに立地基準を、17ページに一般基準を記載しています。

本案件は、立地基準及び一般基準それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。次に、議案書の20ページをお願いします。

提案番号11番、土地の所在、申請人、転用目的は、議案書記載のとおりです。

農地区分は、農振農用地区域内にある農地です。原則転用はできない区分ですが、農用地利用計画において指定された用途への転用であるため、申請がありました。

転用者は個人で、申請地の畑374㎡を取得し、隣地にある農産物直売所の駐車場として転用する案件です。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図の3ページに現地の状況写真、4ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書の18ページに立地基準、19ページに一般基準を記載しています。

本案件は、立地基準及び一般基準それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。次に、議案書の21ページをお願いします。

提案番号12番、土地の所在、申請人、転用目的は議案書記載のとおりです。

農地区分は、都市計画法で定める用途地域内にある農地であるため、3種農地です。

転用者は個人で、申請地の畑330㎡を取得し、一般住宅として転用する案件です。

なお、申請地はすでに駐車場として整備されているため、その経緯について始末書の提出がなされています。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図の5ページに現地の状況写真、6ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書の20ページに立地基準を、21ページに一般基準を記載しています。

本案件は、立地基準及び一般基準それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。次に、議案書の22ページをお願いします。

提案番号13番、土地の所在、申請人、転用目的は議案書記載のとおりです。

農地区分は、都市計画法で定める用途地域内にある農地であるため、3種農地です。

転用者は個人で、申請地の畑218㎡を取得し、隣接する宅地と合わせて一般住宅として転用する案件です。なお、申請地はすでに宅地として整備されているため、その経緯について始末書の提出がなされています。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画の7ページに現地の状況写真、8ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書の22ページに立地基準を、23ページに一般基準を記載しています。

本案件は、立地基準及び一般基準それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判

断しております。次に、議案書の23ページをお願いします。

提案番号14番、土地の所在、申請人、転用目的は議案書記載のとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の農地であるため、2種農地です。

転用者は個人で、申請地の畑、243㎡を取得し、隣接する宅地と合わせて一般住宅として転用する案件です。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図の9ページに現地の状況写真、10ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書の24ページに立地基準を、25ページに一般基準を記載しています。

本案件は、立地基準及び一般基準それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。次に、議案書24ページをお願いします。

提案番号15番、土地の所在、申請人、転用目的は議案書記載のとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の農地であるため、2種農地です。

転用者は個人で、申請地の畑310㎡を取得し、一般住宅として転用する案件です。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図の11ページに現地の状況写真、12ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書の26ページに立地基準を、27ページに一般基準を記載しています。

本案件は、立地基準及び一般基準それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、6件です。

議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議長（坂本照子君）

提案番号10番を北部地区担当委員

4番（長曾我部徹君）

提案番号10番は、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

提案番号11番から14番を南部地区担当委員

9番（光永太君）

提案番号11番から14番は、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

提案番号15番を東部地区担当委員

13番（隈部誠一君）

提案番号15番は、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第10号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第11号、農業経営基盤強化促進法の規定による所有権移転を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（一法師進君）

議案書25ページをご覧ください。

議案番号11号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転でございます。

提案番号1番申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

これらの案件につきましては、1月12日に売買会議を開催し、契約内容の確認を行っているものであります。土地の所在については、米野岳中学校の南側に位置する農地でございます。

議案書の28ページをご覧ください。

提案番号2番 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

これらの案件につきましては、1月13日に売買会議を開催し、契約内容の確認を行っているものであります。土地の所在地については、中富小学校の東に位置する農地でございます。

次に、調査書28ページと29ページに内容の詳細を記載しています。

なお、本事業は、農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。以上2件でございます。

議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

議長（坂本照子君）

質疑はありますか。それではお諮りいたします。議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 12 号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（一法師進君）

議案書 30 ページをお開き下さい。

農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転でございます。

今回の利用権設定の申し出は、新規設定が 32 件、再設定が 25 件でその面積は、187,851 m²でございます。

議案書 30 ページの提案番号 77 番から、38 ページの提案番号 101 番は期間満了による再設定でございますので説明は省略させていただきます。

38 ページの 102 番から 45 ページの 133 番までの申請地、申請人、契約期間は議案書記載のとおりです。作付けについては、水稻、たばこ、野菜等を予定されています。

議案書 41 ページの提案番号 113 番及び 114 番の法人、また、43 ページ提案番号 123 番の法人は、今回が初めての申請となりますので、法人の概要の説明させていただきます。

まずは、議案書 41 ページの提案番号 113 番及び 114 番の法人は、農業関係者が総議決権の過半を占めていないことから、農地所有適格法人の要件を満たしておりませんが、一般法人の要件は満たしておりますので、借人が農地を適正に利用していないと認められる場合には、貸人は契約を解除することが出来る旨の解除条件付きでの賃貸借権設定となっております。詳細については 50 ページにある調査書のとおりでございます。

次に、43 ページ提案番号 123 番の法人の概要について説明いたします。

農地所有適格法人は、法人の形態要件、事業内容、議決権、役員の 4 つの要件全てを満たすことによって、農地の権利を取得して農業経営を行うことのできる法人のことをいいます。

調査書の 57 ページをご覧ください。

一つ目の、法人の形態要件は、平成 25 年 6 月 4 日に株式会社として登記がなされておりますので該当いたします。

二つ目の、事業要件は、主たる事業が農業であることになっており、定款及び履歴事項全部証明に農産物の生産、仕入れ、販売との記載がありますので、該当しております。

三つ目の、議決権要件は、農業関係者が総議決権の過半をしめていることになっており、本法人の議決権は 1,000 で、そのうち、法人の農業従事者の占める議決権が 1,000 で、過半を超えておりますので、該当しております。

四つ目の、役員要件は、役員の過半が農業関連事業に常時従事することになっており、本法人の役員は 1 名で、その者が、年間 150 日以上農作業に常時従事しておりますので、該当いたします。

よって、当該法人は、4 つの要件全てを満たしております。

なお、提案番号 77 番から 133 番の申請に係る調査書は 30 ページから 63 ページまでに記載のとおりで、農業経営基盤強化促進法第 18 条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第13号、農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（坂口美治君）

総会議案書の46ページをお願いします。

議案第13号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断でございます。

提案番号2番から3番、土地の所在、地目、面積、所有者、利用状況等につきましては、記載のとおりでございます。

現地の状況は、別紙2の「現地写真・土地利用計画図」の13～14ページに記載のとおり、自然発生した雑木が繁茂している状態で、農地としての再生が困難と判断しております。

以上の申請は、熊本県が定める「非農地証明事務処理要領」の要件を満たしていると判断しております。

以上2件でございます。

議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

10番（志方精之君）

水田となっておりますが、用水とか排水への影響はないですか。また、雑木が繁茂している状態ですが、持ち主が管理していくのかお尋ねします。

事務局（坂口美治君）

ただ今の、志方委員の質問にお答えします。申請地の南側には、市道を挟んで、農地が広がっています。また、申請地の北側には写真では見えませんが宅地がありますが、雑木等が繁茂していますが、用水排水路等に影響はないかと思われま。また、今回、非農地証明を行う事で、地目が農地から山林に変更になりますが、所有者に変更がないため、管理は所有者本人で行う事になると思います。

議長（坂本照子君）

志方委員、よろしいですか？

10番（志方精之君）

了解しました。

議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

以上で、議案第13号は終わります。

4. 報告

議長（坂本照子君）

次に、報告第19号、農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山口儀一郎君）

議案書の47ページをお願いします。

報告第3号、農地法第3条の3の規定による届出について報告いたします。

令和3年12月に届出がありました件数は8件、筆数の合計は54筆、面積の合計は65,721㎡でございます。詳細につきましては、次ページ以降に記載しております。

以上で報告を終わります。

議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたら挙手願います。

(「質問なし」の声あり。)

議長（坂本照子君）

質問等がないようですので、報告第3号は終わります。

以上で、本日の議案審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。これをもちまして令和3年第3回総会を閉会いたします。

6.閉 会

副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。これをもちまして閉会いたします。「礼」ご着席ください。

以上のとおり、総会の議事内容を記載し、相違ないことを証するためここに山鹿市農業委員会会議規則第22条第2項の規定によりここに署名捺印する。

山鹿市農業委員会会長 _____

3番 農業委員 _____

4番 農業委員 _____